

審議会等の会議結果報告書

【担当課】 上下水道課

会 議 の 名 称	令和 8 年度 第 3 回 茅野市上下水道事業運営審議会		
開 催 日 時	令和 8 年 7 月 8 日（水） 18 時 30 分～19 時		
開 催 場 所	市役所 7 階 7 0 1 ・ 7 0 2 会議室		
出 席 者	※出席委員：矢崎会長、久保副会長、牛山委員、伊東委員、岩島委員、北原委員 ※市側出席者：柳平都市建設部長、鎌倉上下水道課長、佐々木庶務経営係長、藤澤営業係長、荒井上水道整備係長、谷給水維持係長、伊藤下水道整備係長、畠山下水道管理係長、土橋庶務経営係主査、藤森庶務経営係主査		
欠 席 者	朝倉委員、小山委員、沼尻委員、百瀬委員		
公開・非公開の別	公開・非公開	傍 聴 者 の 数	1 人
議題及び会議結果			
発言者	協議内容・発言内容（概要）		
都市建設部長 庶務経営係長 会長 庶務経営係長	○議事 1 開会 2 会議事項 （1）下水道事業の使用料改定について（答申書案の確認） 3 その他 4 閉会 ○議事録 1 開 会 ただいまから、令和 8 年度第 3 回茅野市上下水道事業運営審議会を開会します。 本日ご出席いただいている委員の方は 6 人です。委員数 1 0 人の過半数の出席をいただいていますので茅野市上下水道事業運営審議会設置条例第 6 条第 2 項の規定に基づき、審議会は成立しましたことをご報告申し上げます。 2 会議事項 それでは、会議事項に入りたいと思います。 前回出た意見について、市側から追加の資料提出がありましたので、説明をお願いします。 追加でお配りした資料のうち使用料改定率算定表をご覧ください。前回の審議会で、令和 9 年からの 3 年間の平均改定率 20.89%は示されているが、その先の見込みについて示されていない。どのような見込みかというご意見をいただきました。その場で 10%いかない位の改定率という説明をさせていただきましたところですが、その関係の資料をお配りさせていただきました。今回と同じ考え方で 3 年後にまた改定をするということになりますと、資料の右下のところに平均改定率 10.06%と記載してありますが、これが令和 12 年度から 14 年度の 3 年間の期間で算定をした改定率になります。今回 20.89%上げた後、さらに 10.06%上げる必要があるということになります。ただ、		

会長

令和 14 年度ですと今から 6 年後ということですからかなり先のことになりますので、3 年後に再度計算をして、どれくらい上げる必要があるかという精査をする必要がありますが、今の時点で同じ考え方で計算しますとこのようになるということで、よろしくお願いいたします。

ただ今、使用料改定率算定表ということで、令和 14 年度までの見込みについて説明を受けましたが、質問がある方はお願いします。

(意見等なし)

それでは、追加資料についての質疑については以上とします。

ここからは、前回までの協議結果をまとめた答申書案について協議をお願いします。

庶務経営係長

答申書案について、事務局から説明をお願いします。

答申書案ということで、第 1 回と第 2 回とご審議いただいた内容をまとめたものになります。

最終的に固まりましたら市長に答申をするものになりますので、ひととおり朗読させていただきたいと思います。なお、全体の構成ですが、1 番で答申事項ということで結論を記載し、2 番で答申の理由を記載し、3 番で付帯意見として委員の皆さまからいただいた意見を記載しております。

(答申書を朗読)

上下水道課長

それでは答申書案の中の皆様からいただきました付帯意見について、現在の市の考え方を説明いたします。

1 つ目の低所得世帯等の値上げによる影響を受けやすい使用者への配慮についてです。今回の値上げによりまして影響を受けやすい使用者への配慮は必要だと考えますが、水道料金や下水道使用料は、電気料金などと同じでインフラ施設の使用料でありますので、自身が利用した分についてはお支払いいただくということで、公平性を確保することが必要ではないかと考えております。一方で配慮が必要な方につきましては、下水道使用料を減免するのではなく、市全体の福祉施策の中で対応すべきものと考えているところであります。水道・下水道の使用料を一括で支払うことが難しい際は、その生活環境を考慮し、納期の延長ですとか、支払猶予ですとか分割納付の個別相談を随時受け付けていきたいと考えております。また、上下水道事業が生活に困窮していることを発見できる機関の 1 つであるとの視点に立ちまして、真に生活が困窮している方が必要な福祉施策が受けられるように、福祉部局との連携体制の強化を図っていききたいと考えております。

2 つ目の公衆浴場の使用料についてです。公衆浴場単価の廃止ですとか縮小については、市や区の温泉施設の運営やあり方に多大な影響を与えることが考えられます。したがって、今回の改定では対応が難しいと考えております。現在、市の温泉施設の民営化も含めた検討がなされておりますので、施設のあり方も含めて公衆浴場単価について検討をしていきます。

3 つ目の市民への周知についてです。このことにつきましては、市としても、今後、最も力を注ぐべきところと捉えておりまして、検討しているところです。そうした中で、収入の確保ですとか、経費の節減の取組を行ってきていることも当然ながら伝える必要はあると思っておりますが、市民にその内容を細かく伝えようとしますと、かえって分かりづらくなるということが懸念されます。そうしたことから、今後下水道施設を適切に維持管理していかないと、埼玉県八潮市の陥没事故ですとか、これはもうすでに起き

	ている事態ですけれども、大雨の際に雨水が下水道管に流れ込んで処理場の能力をオーバーしてしまい下水道の使用制限を頻発することなど、そうした事態にさせない施設整備のための使用料改定だといったところを丁寧に説明していくことが、現時点では必要ではないかと考えております。 4つ目の施設の更新等についてです。今年度、日本下水道協会におきまして、下水道使用料算定の基本的な考え方の改訂に向けた検討がされております。基本的にはこれを踏まえて、当市の状況に合った資産維持費の参出方法を検討していくことになります。また、今回の改定によって確保できる資産維持費を効果的に活用し、施設の更新を着実に進めていきたいと考えております。 5つ目の基本水量と使用水量による区分の見直しについてです。この使用料体系につきましては、基本水量のあり方を含め、次回の改定に向けて研究を進めていきたいと考えております。 6つ目の使用料の算定期間についてです。10%という数字は現時点での見込みです。今後も経費節減等の経営努力等によりまして、少しでも下げられるように努めていきたいと考えております。 7つ目の人口減少対策についてです。茅野市では、他の市町村に先駆けて移住施策の推進に取り組んでおります。引き続き意欲的にこれについては取り組んでいきたいと考えております。 8つ目の諮問方法についてです。このことにつきましては、ご指摘のとおり複数案の検討をしました。そうした中で、こういった提案の仕方が適当なのか内部で検討しました。複数案を示した諮問ですと、かえって委員の皆様の負担になるのではとの考えから、今回は、そのうちの1つの案で諮問させていただきました。次回以降は、委員の皆様の意向もお伺いする中で、複数案を示しての諮問を検討していきたいと考えております。 本日ご欠席の委員からご意見をいただいておりますので、ご紹介させていただきます。 前回までにこの会議の中でご発言いただいた内容にはなりますが、改めて公衆浴場の単価について、対象になっている施設がどこかとか、施設ごとにどれぐらいの水量でどれぐらいの使用料かといった資料を示しての説明はなかったので、そういった説明があればもっとしっかりとした議論ができて良かったのではないかと。今後、施設のあり方を含めて検討することなので、その際にはそういった資料を提示してもらいたいというご意見をいただきました。また、基本水量についても、今後研究していくということなので、次回に向けた課題として、しっかり引き継いで研究していつてもらいたいというご意見をいただいております。
庶務経営係長	
会長	ありがとうございます。ただ今事務局から答申書案についての説明等ありましたが、委員の皆さんからご意見・ご質問がありましたらお願いします。
委員	私たちが議論してきた内容の答申案になっているかと思います。 私の立場から言いますと、値上げによる影響を受けやすい高齢者の方の減免ができればという考えを持っていたわけですが、全体の考え方として今回はこういう形でやむを得ないのではないかとというのが私の考えです。
委員	1つ確認させていただきたいです。先ほど委員からもあった低所得者について減免があればいいのではということについて、付帯意見の回答では減免ではなくてほかの施策でということですが、実際に下水道使用料の収納で、

営業係長	滞納とか不払いというのはあるのでしょうか。使用料を上げる前の現時点の状況で教えていただきたいと思います。
会長	基本的には上下水道一体で集めているので、下水のみということはないのですが、滞納については若干ですが、当然あります。滞納者につきましては、上水につきましては給水停止というような措置を取りながら、早期に収めていただけるような取り組みは継続的に実施しております。 下水については、滞納処分ができる対象ですが、上水と一体で集めている関係で、下水のみ滞納処分ということはしていないのが現状です。以前と比べると滞納率は下がってきています。上下水道ともに現年で 99.5% くらいの方が収めていただいています。残りの 0.5% の方にいかにお支払いいただくかというところに注力している状況です。
営業係長	滞納されている方がほとんどいらっしゃるのとことでしたけれども、そういった方たちの滞納の理由は生活苦なののでしょうか。 一概に生活が苦しい方のみということではありません。お金に対する考え方の問題が大きいのかなと思います。市が給水停止等をしていく際には、未納が 3 期分たまると実施するというのが基本的なルールとしてありますが、3 期分たまってしまうと、どんどん増えていってしまうということが多くて、生活費がないからということが理由とばかりは言い切れないかなと思っています。
会長	ありがとうございます。 ほかにご質問・ご意見等がありますか。 ないようですので、答申案は修正なしということでよろしいでしょうか。 (異議なし) それでは、修正等はなしで案のとおり決定いたします。修正等ありませんでしたので、メール等での最終案の確認はなしということでいいですか。
庶務経営係長 会長	日付を入れて、押印をしたものを共有させていただきます。 わかりました。それでは委員の皆様にも最終的なものが送られるということですので、よろしくお願いいたします。
庶務経営係長	3 その他 次第の 3、その他ですが、事務局の方から何かあればお願いします。 ただ今確定していただいた答申書についてですが、前回、会長からお諮りいただき、全員ではなく会長・副会長が代表して答申していただくということになっておりますので、事前に日程を確認させていただきました。7 月 28 日の午後 3 時から会長・副会長と市長の予定が揃いましたので、そこで答申をしていただくということで進めたいと思いますので、ご承知いただきたいと思います。
会長	ただ今事務局からご説明がありましたとおり、今月の 28 日の午後 3 時から、私と副会長 2 名で、市長さんに諮問どおりの答申書をお渡ししたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。 その他、委員の皆さまから何かございますか。 (特になし) それでは慎重な審議ありがとうございました。お忙しい中、何日にもわたりご審議いただき、本当にお疲れ様でした。責任を持って私と副会長で市長に答申書を渡したいと思います。ご協力どうもありがとうございました。 最後に、事務局から一言あるようですのでお願いします。

都市建設部長

下水道使用料の改定ということで、ご審議をいただきました。3回にわたり会議を開催させていただきましたが、慎重審議をいただき、本日答申ということでまとめていただきました。本当にありがとうございました。下水道使用料という難しい案件の中で、資料についても分かりやすいようにと努めました。難しいところもあったかと思いますが、ご容赦いただければと思います。今後は、7月28日に答申をいただいた後、9月の議会にこの使用料改定の議案を上程して、可決後に市民の皆さんに広報をしていくスケジュールになります。皆様から頂いた貴重なご意見を参考に、進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

下水道使用料改定については、今回で一段落となりますが、任期は令和9年の9月まであります。今年の10月か11月に決算状況の報告をする審議会を開催いたしますので、引き続きよろしくお願いいたします。今回のお礼の挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

会長

閉会の挨拶を副会長お願いします。

副会長

4 閉 会

改めまして3回にわたる審議会で、委員の皆様には慎重なご議論をいただき、また、事務局にもご尽力いただきましてありがとうございました。

今日、答申書の決定という形で締めることができうれしく思っております。私としましては、先ほどの付帯意見の中に、今回は一案だけのベスト案の提示で議論が深まらなかったのではないかというご意見があり、そこを少し気にかけております。今後またこのような検討がありましたら、A案、B案、C案のように複数案提示してもらえると議論がもっと深まるかもしれないと思っております。

いろいろありましたけど、これで今日、答申書ができたということで大変うれしく思っております。簡単でございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。どうも皆さんお疲れ様でございました。

令和 8 年度第 3 回茅野市上下水道事業運営審議会次第

日時 令和 8 年 7 月 8 日(水)
午後 6 時 3 0 分～
場所 茅野市役所
7 階 701・702 会議室

1 開 会

2 会議事項

(1) 下水道事業の使用料改定について(答申書案の確認)

3 その他

4 閉 会

使用料改定率算定表

区分		R 9決算見込	R 10決算見込	R 11決算見込	3年間計	R 12決算見込	R 13決算見込	R 14決算見込	3年間計
営業費用	流域下水道維持管理負担金	589,881	637,200	634,680	1,861,761	632,141	650,600	647,997	1,930,738
	減価償却費	1,169,800	1,175,140	1,180,891	3,525,831	1,134,776	1,137,753	1,124,918	3,397,447
	その他	284,943	289,835	294,831	869,610	299,933	305,143	310,463	915,539
	計 ①	2,044,624	2,102,175	2,110,402	6,257,202	2,066,850	2,093,496	2,083,378	6,243,724
資本費用	企業債利息	74,587	82,082	96,039	252,708	108,887	120,590	127,061	356,538
	資産維持費	180,387	180,387	180,387	541,161	180,387	180,387	180,387	541,161
	計 ②	254,974	262,469	276,426	793,869	289,274	300,977	307,448	897,699
控除項目	一般会計繰入金	520,000	500,000	480,000	1,500,000	460,000	440,000	420,000	1,320,000
	長期前受金戻入	323,407	320,959	319,955	964,321	288,072	286,953	280,938	855,963
	その他	11,107	11,107	11,107	33,321	11,107	11,107	11,107	33,321
	計 ③	854,514	832,066	811,062	2,497,642	759,179	738,060	712,045	2,209,284
総括原価計 ①+②-③		1,445,084	1,532,578	1,575,766	4,553,429	1,596,945	1,656,413	1,678,781	4,932,139
現行料金による下水道使用料		1,260,406	1,255,617	1,250,652	3,766,675	1,502,807	1,493,790	1,484,827	4,481,425
収入不足額		184,678	276,961	325,115	786,754	94,138	162,623	193,953	450,714
				平均改定率	20.89%				平均改定率 10.06%

令和 8 年(2026 年)7 月 日

茅野市長 今井 敦 様

茅野市上下水道事業運営審議会
会長 矢崎 貞和

答 申 書 (案)

令和 8 年 4 月 8 日付け 8 水第 5 3 号で諮問がありました下水道事業の使用料改定について、慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

記

1 答申事項

茅野市下水道事業の使用料を次のとおり改定することが適当である。

(1) 改 定 日 令和 9 年 4 月 1 日

(2) 平均改定率 20.89%

(3) 改 定 内 容 (税込)

区分			現行使用料	改定後使用料
一般	基本使用料	10 m ³ まで	1,435.5 円	1,782.0 円
	超過使用料 1 m ³ につき	10 m ³ を超え 30 m ³ まで	168.3 円	206.8 円
		30 m ³ を超え 50 m ³ まで	184.8 円	224.4 円
		50 m ³ を超え 100 m ³ まで	201.3 円	242.0 円
		100 m ³ を超え 300 m ³ まで	220.0 円	259.6 円
		300 m ³ を超え 500 m ³ まで	235.4 円	275.0 円
		500 m ³ を超える場合	243.1 円	281.6 円
公衆浴場		1 m ³ につき	67.1 円	91.3 円

水質使用料は改定しないものとする。

2 答申理由

(1) 使用料改定の必要性

茅野市の下水道事業では、平成 22 年 4 月に改定を実施して以降、使用料は据え置かれてきた。しかし、昨今の物価高騰や人件費の上昇などにより、経費が大幅に増加しているほか、人口減少による将来的な使用料収入の減少が見込まれるなどにより、令和 9 年度には損益がマイナスになる見込みである。これまでも上水道事業と一体的に運営することによる経費の節減などを行っているが、経営努力だけでは改善できない状況にある。

公営企業会計としては、経営努力は当然であるが、一方、物価上昇等により経費が上がっている状況にあるなかで、それに連動して使用料の見直しをすることは当然である。また、下水道は生活に欠かすことのできないライフラインであり、施設を維持・更新していくためには使用料の見直しは不可欠である。

以上のことから、使用料改定は必要であると判断した。

(2) 改定時期

改定時期については、令和 9 年度の損益がマイナスになる見込みであることから、令和 9 年 4 月 1 日をもって改定することが適当であると判断した。

(3) 平均改定率

算定期間を令和 9 年度から令和 11 年度までの 3 年間とし、その間の収入・支出を推計して算出したものである。推計に当たっては、施設の更新の財源に充てる資産維持費を見込んでおり、平均改定率は 20.89%と算定された。20%を超える改定は使用者への影響が大きいですが、経営状況や今後の施設の更新の見込みのほか、現在の社会情勢から推計以上の物価高騰や利率上昇の可能性もあることを鑑みると、必要な改定率であると判断した。

(4) 改定内容

必要改定率 20.89%に対して、具体的にどのように使用料を改定するかについて、諮問では基本使用料や使用水量が少ない区分の上げ幅を大きくし、使用水量が多い区分の上げ幅を小さくするという案が示された。現在の使用料体系では使用水量が増えると単価が上がる逓増料金制が採用されており、改定案では逓増率が若干緩和される。

使用料収入の区分別構成比率を見ると、現状では大量に水を使う一部の大口利用者（工場等）によって下水道事業が支えられているという状況であるが、経営の安定化のためにはできるだけ利用者全体で事業を支えることが望ましく、経済活動を担う大口利用者への配慮という面でも改定案の方法に理解を示す意見があった。

一方で、低所得世帯等の値上げによる影響を受けやすい利用者への配慮が必要であるとの意見も出された。詳細は「3 付帯意見」を参照のこと。

公衆浴場の単価については、通常の単価と比べて著しく低く、その妥当性について意見が出された。詳細は「3 付帯意見」を参照のこと。

なお、水質使用料は改定しないことが適当であると判断した。

3 付帯意見

(1) 低所得世帯等の値上げによる影響を受けやすい利用者への配慮について

今回の平均改定率 20.89%は、かなり大幅な値上げである。世帯によっては、生活に大きな影響が出ることが予想されることから、低所得世帯に対する減免などの配慮を検討されたい。

(2) 公衆浴場の使用料について

公衆浴場の使用料は、物価統制の対象となるいわゆる銭湯の負担を軽減するために設けられた区分だが、現在は物価統制の対象ではない市が運営する温泉施設にも適用されている。福祉温泉施設であり、いわゆる銭湯に準ずるものとして適用しているとのことだが、受益者負担の原則からすると、温泉施設の入浴料で賄うか、市の施策として税金で賄うべきであるため、制度の在り方の見直しをされたい。

(3) 市民への周知について

下水道使用料の値上げは、市民生活や企業活動へ大きな影響を与えることから、財政状況や今後の見込みを丁寧に説明するとともに、公営企業として収入の確保や経費の節減への取組を伝えるなど、下水道使用料の値上げについて使用者の理解が得られるように努められたい。

(4) 施設の更新等について

今回の使用料改定では、施設の更新に必要な資産維持費を見込んで平均改定率を算出している。これは理論上算出したものであり、これでは不足することもあると考えられる。できるだけ早めに、当市の実態に基づいた更新経費を見積もり、それを踏まえた使用料を検討されたい。

また、下水道は市民生活に欠かすことのできないインフラ資産であることから、今回確保した資産維持費を活用し、施設の更新や耐震化を着実に進められたい。

(5) 基本水量及び使用水量による区分の見直しについて

現在の使用料の体系は、基本水量（基本使用料で使用することができる水量）が 10 m³で、10 m³を超えると超過使用料がかかるようになっている。

る。基本水量は、一般的な使い方をした場合の最も少ない使用水量を基準として設定されたものだが、生活形態の変化や節水型の機器の普及などにより昔と比べると使用水量が減ってきているため、基本水量を始めとした使用料体系の見直しを検討されたい。

(6) 使用料の算定期間について

今回の改定では、使用料の算定期間を令和 9 年度から令和 11 年度までの 3 年間として平均改定率を算定している。現時点での見込みでは、次の改定でも約 10%の改定が必要とのことだが、3 年後の使用料改定において改定率が少しでも低くなるように更なる経営努力を行われたい。

(7) 人口減少対策について

人口減少による収入減を見込んでいるが、移住者を増やすことにより収入の減少を抑えることもできるので、市全体で移住推進に努められたい。

(8) 諮問方法について

今回の諮問では、平均改定率や改定内容について 1 つの案しか示されていないが、市の内部の検討では複数案を検討しているはずなので、検討した案をいくつか示してそのうちのこの案としたいといった諮問の仕方をしてもらいたい。その方が、活発な議論ができると思われる。

参考：茅野市上下水道事業運営審議会開催の経過

区分	日時・場所	参加者	内容
第 1 回	令和 8 年 4 月 8 日(水) 午後 6 時 30 分から 茅野市役所 8 階大ホール	委員 8 名 市側 市長、事務局	諮問書の受理 諮問事項等の聴取
第 2 回	令和 8 年 5 月 20 日(水) 午後 6 時 30 分から 茅野市役所議会棟大会議室	委員 9 名 市側 事務局	諮問事項等の協議
第 3 回	令和 8 年 7 月 8 日(水) 午後 6 時 30 分から 茅野市役所	委員 7 名 市側 事務局	答申事項等の協議
答申	令和 8 年月日() 午時分から 茅野市役所第 2 応接室	正副会長 市側 市長、事務局	答申書の提出

付帯意見に対する回答

- (1) 低所得世帯等の値上げによる影響を受けやすい使用者への配慮について

今回の平均改定率 20.89%は、かなり大幅な値上げである。世帯によっては、生活に大きな影響が出ることが予想されることから、低所得世帯に対する減免などの配慮を検討されたい。

回答 低所得世帯等の値上げによる影響を受けやすい使用者への配慮は必要だと考えますが、水道料金や下水道使用料は、電気料金などと同じインフラ施設の使用料であるため、それを減免するのではなく、使った分はお支払いただき、配慮が必要な方には福祉施策の中で対応すべきものだと考えます。

水道、下水道使用料を一括で支払うことが困難な場合は、生活環境を考慮し、納期延長による支払猶予や分割納付の個別相談を随時受け付けます。また、上水道・下水道事業も生活に困窮していることを発見できる機関の一つであるとの視点に立ち、真に生活が困窮している方が必要な福祉施策が受けられるように、福祉部局との連絡・連携体制の強化を図っていきます。

- (2) 公衆浴場の使用料について

公衆浴場の使用料は、物価統制の対象となるいわゆる銭湯の負担を軽減するために設けられた区分だが、現在は物価統制の対象ではない市が運営する温泉施設にも適用されている。福祉温泉施設であり、いわゆる銭湯に準ずるものとして適用しているとのことだが、受益者負担の原則からすると、温泉施設の入浴料で賄うか、市の施策として税金で賄うべきであるため、制度の在り方の見直しをされたい。

回答 公衆浴場単価の廃止・縮小は、市や区の温泉施設の運営やあり方に多大な影響を与えるため、今回の使用料改定の中で対応することは難しいです。現在、市の温泉施設の民営化などの検討もされているため、施設の在り方も含めたなかで、公衆浴場単価についても検討していきます。

- (3) 市民への周知について

下水道使用料の値上げは、市民生活や企業活動へ大きな影響を与えることから、財政状況や今後の見込みを丁寧に説明するとともに、公営企業として収入の確保や経費の節減への取組を伝えるなど、下水道使用料の値上げについて使用者の理解が得られるように努められたい。

回答 できるだけ使用者の理解を得られるような周知を検討していきます。

(4) 施設の更新等について

今回の使用料改定では、施設の更新に必要な資産維持費を見込んで平均改定率を算出している。これは理論上算出したものであり、これでは不足することもあると考えられる。できるだけ早めに、当市の実態に基づいた更新経費を見積もり、それを踏まえた使用料を検討されたい。

また、下水道は市民生活に欠かすことのできないインフラ資産であることから、今回確保した資産維持費を活用し、施設の更新や耐震化を着実に進められたい。

回答 今年度、日本下水道協会で「下水道使用料算定の基本的考え方」（以下「基本的な考え方」）の改訂に向けた検討をしています。改定後の基本的な考え方を踏まえて、当市に適した資産維持費の算出方法を研究していきます。

(5) 基本水量及び使用水量による区分の見直しについて

現在の使用料の体系は、基本水量（基本使用料で使用することができる水量）が 10 m³で、10 m³を超えると超過使用料がかかるようになっている。基本水量は、一般的な使い方をした場合の最も少ない使用水量を基準として設定されたものだが、生活形態の変化や節水型の機器の普及などにより昔と比べると使用水量が減ってきているため、基本水量を始めとした使用料体系の見直しを検討されたい。

回答 次回の改定に向けて、上記の基本的考え方等も踏まえて、基本水量を含めた使用料体系について研究していきます。

(6) 使用料の算定期間について

今回の改定では、使用料の算定期間を令和 9 年度から令和 11 年度までの 3 年間として平均改定率を算定している。現時点での見込みでは、次の改定でも約 10%の改定が必要とのことだが、3 年後の使用料改定において改定率が少しでも低くなるように更なる経営努力を行われたい。

回答 10%は現時点の見込みであり、今後の経費節減等の経営努力により、少しでも下げられるように努めます。

(7) 人口減少対策について

人口減少による収入減を見込んでいるが、移住者を増やすことにより収入の減少を抑えることもできるので、市全体で移住推進に努められたい。

回答 茅野市では、他市町村に先行して移住推進に取り組んでおります。引き続き、取り組んでいきます。

(8) 諮問方法について

今回の諮問では、平均改定率や改定内容について1つの案しか示されていないが、市の内部の検討では複数案を検討しているはずなので、検討した案をいくつか示してそのうちのこの案としたいといった諮問の仕方をしてもらいたい。その方が、活発な議論ができると思われる。

回答 ご指摘のとおり内部では複数案検討しましたが、複数案を示した諮問だと委員の皆様の負担になるのではとの考えから、そのうちの1つの案で諮問しました。次回以降、委員の皆様の意向もお伺いしながら複数案を示しての諮問を検討していきます。